

平成24年度11月補正予算参考資料

トータルコストの表記について

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費	商 工 政 策 室 (内線：7212)
1 項 商業費	経済通商総室 [通商物流室] (内線：7659)
4 目 貿易振興費	雇用人材総室 [人材育成確保室] (内線：7233)
2 項 工鉱業費	産業振興総室 [企業立地推進室] (内線：7664)
1 目 工鉱業総務費	産業振興総室 [新事業開拓室] (内線：7657)
2 目 中小企業振興費	(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
[制度改正] 主要製造業再生 支援事業	0	0	0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

グローバル競争激化、円高など、厳しい事業環境にある大手国内メーカーの製造拠点統廃合の動きは、本県主要製造業である電気機械関連を中心に事業縮小又は廃止等の影響をもたらしており、本年度9月補正において、県内での再生を図る雇用規模100人以上の製造業を支援することとしたところである。

※電気機械産業の製造品出荷額に占める割合(H22) ⇒ 鳥取県52.1% > 全国15.3%

※鉱工業生産指数(H17=100) (H24年8月現在) ⇒ 鳥取県:68.0 (電子・デバイス:52.6、電気機械:54.2)
全 国:90.2 (電子・デバイス:96.3、電気機械:88.3)

[制度改正の内容]

- ① 国内メーカーの事業再編は、県内製造業を支える雇用規模が100人未満の事業所にも影響(受注減・事業縮小等)が及ぶことから、雇用規模を50人以上の事業所に拡大する。
- ② 再生プログラムの認定について、過去に企業立地事業補助金(投資固定資産への補助)の交付を受けていない場合に限り、雇用回復要件を8割以上の回復(現在:9割以上)とする。

2 主な事業内容

雇用規模50人以上(現在:100人以上)の製造業者が、本県を拠点として先端的技術を活用し、新市場の開拓などグローバルに展開することで再生に取り組む場合、事業者が策定した再生プログラムを認定し、研究開発、人材育成、設備投資及び貨物利用に対する経費の一部を補助する。

再生プログラム

雇用規模50人以上の製造業

【認定フロー】

```

認定申請書 → 鳥取県 → 認定通知書 → 認定事業者
                    ↑
                    ヒアリング及び審査
            
```

【認定要件】
次のいずれも満たす、5~7カ年以内の計画を策定すること

- ①鳥取県を拠点として、グローバルに事業展開を行う計画
- ②先進的技術を活用し、新たな市場を開拓する計画

【対象事業者】
次のいずれも満たす、事業者が対象

- ①従業員50人以上(現在:100人以上)を雇用する県内製造業のうち、県内従業員の3割以上の人員削減を労働局に届出又は報告した事業者
- ②再生計画期間内に人員削減前の9割以上の雇用回復を見込む計画を予定している事業者

※過去に立地補助金を交付していない場合は、8割以上の雇用回復を見込む計画とする。

認定事業者に対してパッケージ支援

研究開発

※ 先端的技術開発に要する経費の一部を補助する。
(補助率) 2/3
(限度額) 1億円※人件費含む

人材育成研修

※ 先端的技術の活用による生産体制構築等のために必要な人材育成に要する経費の一部を補助する。
(補助率) 1/2
(限度額) 60万円/人

設備投資

※ 製造・研究開発等を集約した拠点工場等の設備投資に要する経費の一部を補助する。

	研究開発拠点	製造拠点
補助率	40%	20~25%
	・研究開発施設 30%	・製造拠点施設 10~15%
	・先進技術 5%	・先進技術 5%
	・拠点化 5%	・拠点化 5%
限度額	30億円	50億円

貨物利用

※ 境港定期航路を利用した場合に、経費の一部を補助する。
(補助金額) 25,000円/TEU
(限度額) 2,500万円

3 これまでの取組状況、改善点

事業縮小等を検討されている企業グループに対して、本事業を説明の上、本県での再生に向けた検討を依頼しており、事業者側からは、前向きに検討いただいているところではあるが、当面の事業整理等が優先し、再生プログラム提出までには至っていない状況である。

引き続き、県内企業を訪問しながら、事業縮小等を検討される企業グループに対して、本事業を含め行政支援策の活用を働きかけていく。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用人材総室〔雇用就業支援室〕(内線:7229)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度創設]「労働移動」緊急対策事業	0	0	0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生産量の減少等に伴う人員削減により離職する人を正社員として受け入れた県内企業に対して奨励金を支給することで、企業間の「労働移動」を支援し、雇用の維持・安定を図る。

(1) 対象となる離職者

送出企業が、(財)産業雇用安定センターの移籍支援を受けるため当該センターに求職登録した離職予定者(送出企業離職後も対象)

(2) 対象となる送出企業・受入企業

①送出企業と受入企業が経済的に独立(親会社、子会社、関連会社の相互間の労働移動は対象外)

②鳥取県地域産業活性化基本計画で集積業種として指定された業種(31業種)

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 電気機械器具製造業
- 情報通信機械器具製造業
- プラスチック製品製造業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 生産用機械器具製造業
- 食料品製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業
- 木材・木製品製造業
- 繊維工業
- 道路貨物運送業
- 倉庫業
- 各種商品卸売業
- 情報サービス業
- 学術・開発研究機関 など

2 主な事業内容

(1) 奨励金の額 1人あたり100万円(6ヶ月ごとに50万円) ※正規雇用創出奨励金と同額

(2) 支給要件

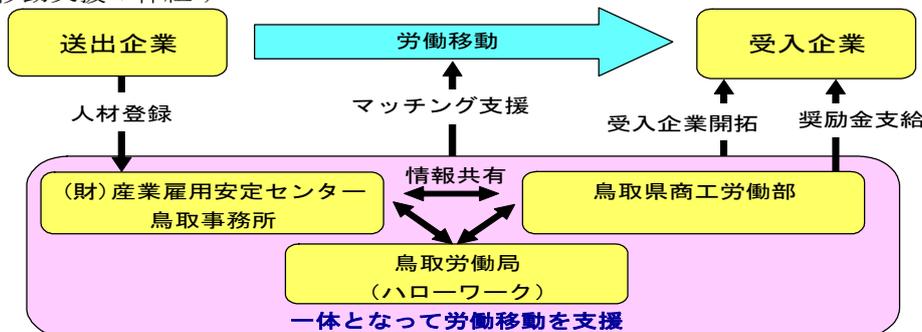
<送出側の主な要件>

- 最近3か月の生産量等が前年同期に比べ10%以上減少している。
- 最近3か月の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していない。

<受入側の主な要件>

- 雇入れの日の6か月前～正規雇用から1年経過後までに事業主都合解雇がない。

(3) 労働移動支援の枠組み



3 これまでの取組状況、改善点

電気機械関連産業を中心に事業縮小や事業再編に伴う従業員の再配置が進められており、今後、離職を余儀なくされる人が多数でくる可能性があることから、緊急的な離職者対策が必要である。

平成24年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光政策課（内線：7237）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
〔債務負担行為〕 （新）「ぐるっと山陰」誘客促進事業	0	〔債務負担行為額〕 20,000	〔債務負担行為額〕 20,000				〔債務負担行為額〕 20,000													
トータルコスト	0	0	0	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務																
従事する職員数	0人	0人	0人																	
工程表の政策目標(指標)	マスコミへの露出アップや観光キャンペーンの展開等により、本県の知名度向上を図る。																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成24年度中に「鳥取自動車道」「松江自動車道」が全線開通し県内へのアクセス向上が図られる他、平成25年度は、「第30回全国都市緑化とっとりフェア（9月21日～11月10日）」「まんが王国とっとり」関係事業、山陰海岸の国立公園指定50周年事業など県内周遊を促進するイベントも実施されるため、宿泊数増加の好機であることから、旅行会社等に対するバス代、および旅行商品造成に対する支援を実施する。</p> <p>なお、大手旅行会社は3ヶ月以上前からの旅行商品造成にとりかかるため、来年度上期の商品造成につなげるため債務負担を設定するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) バス代支援</p> <p>① 事業費 15,000千円（補助金）〔平成25年度債務負担行為〕</p> <p>② 事業内容 鳥取県観光連盟のプロモーター（都市部駐在員）を活用して、県外旅行会社へのバス旅行商品造成を働きかける。（バス1台当たり30千円程度を想定）</p> <p>③ 事業期間（予定） 平成24年12月下旬（募集開始）～平成26年3月31日</p> <p>【補助金概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">交付対象者</td> <td>鳥取県観光連盟</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費支援</td> </tr> <tr> <td>限度額、補助率</td> <td>15,000千円（定額）</td> </tr> </table> <p>(2) 旅行商品造成支援</p> <p>① 事業費 5,000千円（補助金）〔平成25年度債務負担行為〕</p> <p>② 事業内容 鳥取県観光連盟のプロモーターを活用して、県外旅行会社への旅行商品造成を働きかける。（旅行商品造成1件あたり200千円上限）</p> <p>③ 事業期間（予定） 平成24年12月下旬～平成25年12月31日</p> <p>【補助金概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">交付対象者</td> <td>鳥取県観光連盟</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社が旅行商品造成した場合の経費支援</td> </tr> <tr> <td>限度額、補助率</td> <td>5,000千円（定額）</td> </tr> </table>									交付対象者	鳥取県観光連盟	補助対象経費	県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費支援	限度額、補助率	15,000千円（定額）	交付対象者	鳥取県観光連盟	補助対象経費	県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社が旅行商品造成した場合の経費支援	限度額、補助率	5,000千円（定額）
交付対象者	鳥取県観光連盟																			
補助対象経費	県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費支援																			
限度額、補助率	15,000千円（定額）																			
交付対象者	鳥取県観光連盟																			
補助対象経費	県内宿泊及び県内主要観光施設への立ち寄り等支援条件を満たす旅行会社が旅行商品造成した場合の経費支援																			
限度額、補助率	5,000千円（定額）																			

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療指導課(内線:7203)

4目 薬務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)違法ドラッグ (指定薬物)検査体制構築事業	0	1,724	1,724				1,724	
トータルコスト	0	1,724	1,724	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	指定薬物の含有が疑われる製品の試験検査体制の構築				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在、薬事法において73物質(11月16日より17品目が追加)の指定薬物が規制されているが、指定薬物の含有が疑われる製品を発見したとしても、薬事法で規制されている物質が含有されているか確定出来なければ、薬事法上の取締りや罰則規定が適用できない。</p> <p>このため、衛生環境研究所における試験検査の体制を整備し、県内で指定薬物の含有が疑われる製品が販売されていた場合、入手した製品の含有物質の検査を行い、含有物質が薬事法の指定薬物かどうか確定し、指定薬物が含有されているものについては、薬事法に基づく取締りにつなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業内容 化学分析により製品中に指定薬物が存在していることを証明するためには、標準品(検査試薬)と製品の測定結果を比較する必要があるため、標準品の購入を行う。</p> <p>(2) 補正額 1,724千円 (内訳)・指定薬物標準品購入 1,636千円 ・麻薬金庫設置費等 88千円 ○購入する指定薬物標準品は計35品目 →現在厚労省において把握している製品からの検出成分のうち頻度の高いもの20品目 →11月16日に新たに規制される17物質のうち、販売先が判明しており購入可能な15品目</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>① 県内の救急告示病院に対して、違法ドラッグを使用したと思われる患者を診察した場合に、情報提供していただくよう通知を行った。</p> <p>② 平成24年8月末に県内計41か所(県内の輸入雑貨店、ハーブ店、リサイクルショップ、ラブホテル等を対象)に薬事監視員(医療指導課、各福祉保健局職員)と警察本部、警察署と合同訪問調査を実施したところ、県内における販売店はないことを確認した。</p> <p>③ 今後製品が都会から地方に流れてくることや使用者個人がインターネットにより購入するケースも予想されるため、県内での使用が広がる前の対策が必要であり、鳥取県独自の条例制定を検討中。</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）看護師養成機関に関するニーズ調査費	0	3,636	3,636				3,636	
トータルコスト	0	4,441	4,441	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	調査の委託				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の設置の動きがあることから、これらを実現するための支援策等を検討し、県内の看護師不足を解消することを目的として検討会を設置したが、この検討会での基礎資料とするため、看護師養成機関のニーズ調査を実施する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 調査の狙い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護系の人材育成に関する期待やニーズ ・看護系の大学新設や専門学校新設に関する期待やニーズ ・期待する教育に関する声 ・県内の看護系教育への問題意識や課題意識 <p>(2) 調査対象</p> <p>高校生、高校進路指導教員、医療機関</p> <p>(3) 調査エリア</p> <p>県内、島根県、岡山県、兵庫県</p> <p>(4) 委託内容</p> <p>アンケートの設計、集計、分析等</p> <p>(5) 調査委託期間</p> <p>平成25年2月から3か月程度</p> <p>(6) 委託業者については、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。</p>								
<p>3 これまでの取組状況</p> <p>看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数19名 （医療関係団体、病院、福祉施設、看護師養成機関、教育関係、地元自治体、地域住民代表） ・第1回検討会：平成24年11月6日（火）に開催 								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速化事業	237,317	67,000	304,317				67,000	
トータルコスト	250,191	67,000	317,191	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	補助金交付				
工程表の政策目標(指標)	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を684,908kW、電力自給率を26.1%とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域に賦存する再生可能エネルギーの利用を促進し、地域のエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止を図る。

2 主な事業内容

非住宅用太陽光発電システム導入支援

非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の9月補正予算の成立を受け交付申請受付を再開したところ、9月補正予算額を超える申請があった。

事業者の積極的なエネルギーシフトへの投資を加速化させるために、現在予算額を超えている申請分の交付決定に要する経費について補正を行う。

また、当該太陽光発電システムの設置が年度内に完了できない見込みであるため、明許繰越を行う。

【参考：非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の概要】

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムを導入して、その電気を一部、又は、全て自家消費する場合に導入に要する経費の一部を助成する。

補助率	1/2以内
対象設備	出力4kW以上
限度額	@37万円/kW、500万円以内
その他	国庫補助金等が利用可能な場合は当該補助金等の活用を優先すること

3 これまでの取組状況、改善点

(補助金の申請状況)

(単位：千円)

区分	予算額	交付申請額		不足額
当初	33,500	33件	84,293	—
9月補正	80,000	27件	95,324	—
	(当初申請不足分 57,000)			
	(追加申請分 23,000)			
合計	113,500	60件	179,617	66,117

平成24年度企業会計補正予算説明資料

款 資本的支出
項 建設改良費
目 建設仮勘定

工務課 (内線7447)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新) 再生可能エネルギー 発電施設導入促進 事業 (FAZ倉庫太陽光 発電)	0	112,285	112,285		158,000 105,000	715 7,285		
主な業務内容	再生可能エネルギーの普及拡大に資する太陽光発電の建設							
工程表の政策目標(指標)	――							

事業内容の説明

1 事業目的・概要

竹内工業団地内の公共的施設であるFAZ倉庫の屋根に太陽光発電設備の導入を行い、再生可能エネルギーの導入拡大と分散型電源の普及促進を図り、電力自給率の向上や二酸化炭素排出量削減、化石燃料の輸入削減に寄与する。

なお、平成24年7月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、法施行後3年間は集中的に導入拡大を図る促進期間とされ、買取条件が事業採算性の合う水準に設定された。

当該発電施設は既存配電線への接続が可能であることや、傾斜が緩やかな屋根ではあるが採算性が確保できるだけの発電量も見込まれており、建物所有者(株式会社みみなと貿易センター)と屋根貸し契約を締結し早期に事業化を図る。

○太陽光発電(10kW以上)の買取条件

項目	価 格 (税抜)	買取期間
平成24年度分告示	40円/kWh	20年

- ・FAZ倉庫の屋根に太陽光パネルを取り付ける場合、取付角度が約1°となり、最適な取付角度(20°程度)で取り付けることができないが、上記買取条件であれば採算性が確保できると判断した。
- ・建物所有者は、太陽光パネルの遮光効果による倉庫(冷凍庫)の電気使用料の軽減が期待でき、得られる賃借料収入は建物の修繕等に活用することができる。
- ・法施行後3年間は利潤に配慮されるものの、2年度目以降の告示は発電設備のコスト実態を反映した見直しが行われることから、早期着手が採算性の面で有利となる。

○鳥取県西部における出力100kWの推定発電量の例

方 位	パネル取付角度20°	パネル取付角度0°
南向き	105.2MWh/年(100%)	98.7MWh/年(93.8%)
東西向き	95.6MWh/年(90.9%)	
北向き	84.3MWh/年(80.1%)	

2 事業内容

○FAZ倉庫太陽光発電施設建設

事業内容		要求額(千円)
位置	境港市竹内工業団地(FAZ倉庫の屋根)	事業費(H24,25年度) 271,000
設置の形態	ハゼ式折板屋根設置(借受面積7,700㎡)	
最大出力	600kW	
年間可能発電電力量	約574MWh(一般家庭160戸分)	
全体事業費	271,000千円	
発注手法	設計施工一括 プロポーザル方式	

3 債務負担行為額 158,715千円 (千円)

年 割	平成24年度	平成25年度	合 計
事業費	112,285	158,715	271,000

4 事業スケジュール

平成24年度	発注手続き、固定買取制度に基づく特定契約の締結
平成25年度	実施設計及び工事施工、営業運転開始(平成25年10月)

5 その他

<再生可能エネルギー固定価格買取制度について>

- 平成23年8月:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立
- 平成24年6月:経済産業大臣が、調達価格等算定委員会の意見に基づき、エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて買取価格・買取期間等を決定
- 平成24年7月:法施行
 - ・法施行後3年間は集中的に再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、買取価格を定めるに当たり、発電事業者の利潤に特に配慮することとされた。(法附則第7条)
 - ・毎年度、買取価格及び期間の見直しが行われる。

平成24年度企業会計補正予算説明資料

款 資本的支出
 項 建設改良費
 目 建設仮勘定

工務課(内線7447)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源		内訳		備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 再生可能エネルギー 発電施設導入促進 事業(竹内西緑地太 陽光発電)	0	17,000	17,000		17,000			
主な業務内容	再生可能エネルギーの普及拡大に資する太陽光発電の建設							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業目的・概要

竹内西緑地の一部に太陽光発電施設の導入を行い、再生可能エネルギーの導入拡大と分散型電源の普及促進を図り、電力自給率の向上や二酸化炭素排出量削減、化石燃料の輸入削減に寄与する。

なお、平成24年7月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、法施行後3年間は集中的に導入拡大を図る促進期間とされ、買取条件が事業採算性の合う水準に設定された。

当該発電施設は既存配電線への接続が可能であり、また、国道431号沿いの緑地を残し景観に配慮した計画とするなど、緑地を管理する境港管理組合等の関係機関や地域住民との調整を図りながら事業を進める。

○太陽光発電(10kW以上)の買取条件

- ・平成25年度分の買取条件となり、経済産業大臣が当該年度の開始前に買取価格、買取期間を決定する。
- ・法施行後3年間は利潤に配慮されるものの、2年度目以降の告示は発電設備のコスト実態を反映した見直しが行われることから、早期着手が採算性の面で有利となる。

2 事業内容

○竹内西緑地太陽光発電施設建設

事業内容		要求額(千円)
位置	境港市竹内町(竹内西緑地15.4haの一部約2.5ha)	事業費(H24年度) 17,000
設置の形態	地上設置	
最大出力	1,500kW	
年間可能発電電力量	約1,517MWh(一般家庭約420戸分)	
全体事業費	735,400千円	

○平成24年度補正内容

地盤調査を行うとともに、敷地造成として立木(松)の移植適期(12~2月)に立木移植、伐木整地などの敷地造成工事を行い、太陽光発電施設の早期導入を目指す。

3 事業スケジュール

平成24年度	地盤調査及び敷地造成工事施工
平成25年度	発注手続き、固定買取制度に基づく特定契約の締結、実施設計及び工事施工、営業運転開始(平成26年3月)

4 その他

<再生可能エネルギー固定価格買取制度について>

- 平成23年8月:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立
- 平成24年6月:経済産業大臣が、調達価格等算定委員会の意見に基づき、エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて買取価格・買取期間等を決定
- 平成24年7月:法施行
 - ・法施行後3年間は集中的に再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、買取価格を定めるに当たり、発電事業者の利潤に特に配慮することとされた。(法附則第7条)
 - ・毎年度、買取価格及び期間の見直しが行われる。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

4目 森林病虫害防除費

森林・林業総室 (内線:7305)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
松くい虫等防除事業	110,477	31,250	141,727				31,250	
トータルコスト	133,810	31,250	165,060	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	松くい虫被害に対する被害木の駆除				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今年度の松くい虫被害量は、9月末現在で平成23年度の約1.7倍と深刻な状況であり、被害拡大防止対策の徹底を図るため、駆除事業の増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

(単位:千円)

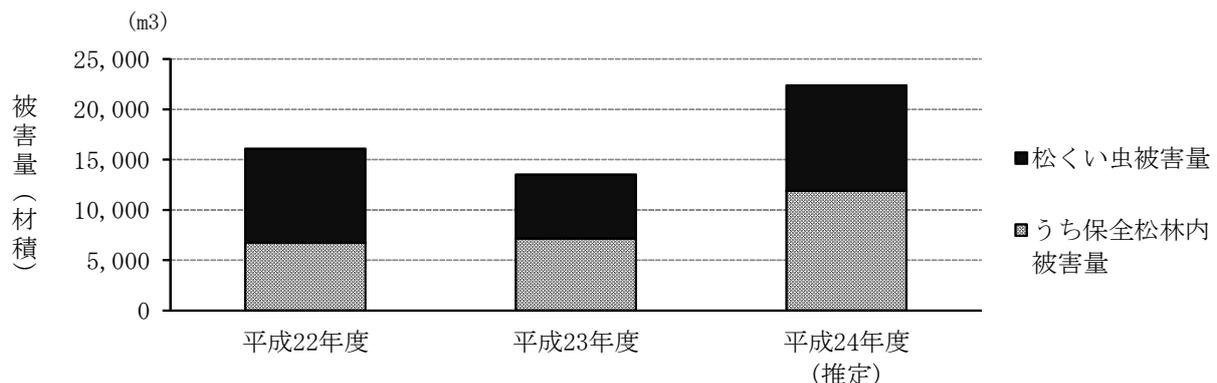
区分	事業内容	補正前		補正		計		
		事業費	予算額	事業費	予算額	事業費	予算額	
予防事業	ヘリコプターを利用した松林への薬剤散布等	72,479	44,716	0	0	72,479	44,716	
駆除事業	緊急防除:ヘリコプターを利用した被害木への薬剤散布	2,478	1,239	0	0	2,478	1,239	
	伐倒・特別伐倒駆除:被害木の伐倒、破砕、焼却処理等	県実施(10/10)	13,910	13,910	31,250	31,250	45,160	45,160
		市町村実施(1/2)	71,148	35,574	0	0	71,148	35,574
その他	天然更新による林種転換等	19,229	15,038	0	0	19,229	15,038	
合計		179,244	110,477	31,250	31,250	210,494	141,727	

3 これまでの取組状況、改善点

松くい虫の駆除と予防を組み合わせた被害対策を継続して実施した結果、近年、被害量は横ばいで推移しているが、平成24年度は夏場の高温小雨により被害が激増しており、徹底した駆除による被害拡大防止対策が必要である。

(参考)

年度別松くい虫被害量



平成24年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課（内線：7507）

6目 教育財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校耐震化推進事業費（県立鳥取西高等学校整備事業費）	33,780	36,204	69,984				36,204	
トータルコスト	41,826	36,204	78,030	（補正に係る主な事業内容）				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	委託内容の調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	鳥取西高校の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

老朽化し、耐震性が低い鳥取西高等学校の整備基本設計が完了したため、実施設計を行う。

2 主な事業内容

(1) 主な施設の整備概要

区分	施設名	建築年月	IS値	備考
改修	第1校舎	S36.7	0.54	耐震・老朽改修
	第2校舎	S38.3	0.46	耐震・老朽改修、エレベーター設置
	管理棟	S37.3/S39.2	0.40	耐震・老朽改修（一部撤去）
	体育館	S38.3	0.59	耐震・老朽改修、器具庫移設新築
	第3校舎	S59.7	—	老朽・内部改修
撤去	特別教室棟	S39.2/S41.3	0.35	
新設	芸術棟			木造1階建 406㎡
	南通路 エレベーター棟、渡り廊下(ブリッジ)			緊急車両の通路の確保 バリアフリー化
移設	ピッチングハウス、部室棟、駐輪場 テニスコート			石垣の顕在化等 鳥取市の史跡整備への協力

(2) 整備方針

①教育環境の改善

- ・耐震改修に併せて、芸術棟の新築など生徒の学習環境を改善
- ・老朽化した施設設備や外装、内装等の改修
- ・エレベーターの設置、渡り廊下のフラット化などバリアフリー化の推進

②緊急車両の通路の確保

③災害時の避難所としての整備

④史跡との共存

石垣の顕在化、景観と調和した色彩の外装、史跡の案内・説明板等の整備

⑤県産材の活用

(3) 施設規模等

- ・総事業費 約35.1億円
- ・延床面積 14,543㎡（現在 15,218㎡）
- 事業費 平成24年度から平成25年度継続事業（単位：千円）

区分	24年度	25年度	合計
校舎改修等に係る実施設計	26,136	60,983	87,119
南通路・グラウンド測量 設計・地質調査等	9,274	21,638	30,912
テニスコート測量設計	794	1,852	2,646
合計	36,204	84,473	120,677

※元県庁テニスコート敷地を活用

(4) 想定工事期間

平成26～29年度 仮設校舎により工期を短縮

3 これまでの取組状況

校地の大部分が国史跡地内にあることから、9月に文化庁へ現状変更許可申請を行い、12月には許可が得られる見込みである。

〈参考〉耐震化の推移

区分		H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H23とH24の 比較(B-A)
				(A)	(B)	
高等学校	鳥取県	50.6%	53.6%	68.8%	78.1%	9.3
	全国平均	67.8%	72.9%	77.7%	82.4%	4.7
特別支援学校	鳥取県	84.8%	97.8%	100.0%	100.0%	—
	全国平均	82.8%	87.9%	91.0%	92.9%	1.9

平成24年度一般会計補正予算説明資料

農政課（内線：7646）
（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
一般公共事業計	3,477,907	329,984	3,807,891	183,610	<62,500> 104,000	(負担金等) 47,440	△5,066	県費負担 57,434

事業内容の説明

1 概要

国の経済危機対応・地域活性化予備費の活用による認証額の増加及び地域自主戦略交付金の追加配分並びに事業間の配分見直しに伴い補正を行うもの。

2 事業内訳

（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	補正後
基幹水利施設ストックマネジメント事業	22,000	△12,000	10,000
県営畑地帯総合整備事業	360,000	20,000	380,000
県営農業用河川工作物応急対策事業	90,000	△24,400	65,600
県営特定農業用管水路等特別対策事業	45,000	60,000	105,000
県営地域ため池総合整備事業	115,000	141,600	256,600
県営土地改良事業調査	22,000	△8,200	13,800
造林事業	849,736	82,984	932,720
県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業	445,000	70,000	515,000
一般公共事業（補正に係るもの）計	1,948,736	329,984	2,278,720

（注）起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた額である。
備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

県土総務課（内線：7345）

（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
一般公共事業計	26,747,348	1,532,569	28,279,917	809,507	<348,100> 663,000		60,062	県費負担 408,162
単県公共事業計	9,200,498	575,863	9,776,361				575,863	県費負担 575,863
一般直轄事業計	4,194,519	119,280	4,313,799		<59,500> 119,000		280	県費負担 59,780

事業内容の説明

1 概要

一般公共事業については、国の経済危機対応・地域活性化予備費の活用による認証額の増加及び地域自主戦略交付金の追加配分並びに地域自主戦略交付金及び社会資本整備総合交付金の事業間の配分見直しに伴い補正を行うもの。

一般単県事業については、主に道路事業及び河川事業の追加執行に伴い補正を行うもの。

一般直轄事業については、国の直轄事業計画の事業費の増に伴い補正を行うもの。

2 事業内訳

（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	補正後
道路橋りょう事業	14,979,933	877,580	15,857,513
河川事業	3,289,236	200,000	3,489,236
砂防事業	3,655,252	70,000	3,725,252
治山事業	1,342,905	243,559	1,586,464
漁港事業	633,281	141,430	774,711
一般公共事業計(補正に係るもの)	23,900,607	1,532,569	25,433,176
道路事業	4,393,023	333,000	4,726,023
河川事業	1,774,110	217,900	1,992,010
土木総務費	216,102	9,963	226,065
治山事業	124,438	15,000	139,438
単県公共事業計(補正に係るもの)	6,507,673	575,863	7,083,536
河川事業	286,051	119,280	405,331
一般直轄事業計(補正に係るもの)	286,051	119,280	405,331

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2 目 道路橋りょう維持費

道路企画課(内線:7361)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源				
(新) 道路補修事業 (交通安全統合補助) [一般公共事業]	0	182,000	182,000	91,000	<45,500> 91,000			県費負担 45,500			
(新) 通学路緊急対策事業 (小規模対策) [単県公共事業]	0	38,000	38,000				38,000				
トータルコスト	0	220,805	220,805	(補正に係る主な業務内容)							
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	設計積算、工事監督							
工程表の政策目標(指標)	通学路の歩道整備										
事業内容の説明											
1 事業の目的・概要											
<p>今年4月に全国各地で発生した登校中の児童の交通事故を受け、本県においても、教育委員会、警察、道路管理者などによる緊急合同点検を実施した結果、県管理道路において173箇所が安全対策が必要とされた。(道路管理者対応分)</p> <p>対策が必要とされた全ての箇所について、箇所ごとに対策を検討し、着手可能な箇所から随時対策を実施する。</p> <p>なお、今回の補正要求は、緊急合同点検により、早急に対策が実施可能な箇所について、即効性のある整備を行い、児童の安全を確保するものである。</p> <p><補正で実施する安全対策の考え方></p> <p>通学路の安全対策は、歩道と車道を分離する歩道整備を基本とするが、用地買収、家屋移転等を伴わず即時に対応可能な箇所については、即効性のある当面の対策を実施する。</p> <p>(主な当面の対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の蓋掛け ⇒歩道空間の確保 ・路肩のカラー舗装 ⇒ドライバーへの注意喚起 ・路面標示の設置 ⇒ドライバーへの注意喚起 ・防護柵の設置 ⇒車両の歩道への飛び込み防止 											
通学路の安全点検結果(10月末時点)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 合同点検箇所数 688箇所 [点検実施済箇所 648箇所 点検未実施箇所 40箇所] </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; background-color: #fce4d6;"> うち県管理道路(道路管理者対応分) 227箇所 [点検実施済箇所 222箇所 点検未実施箇所 5箇所(10月末に追加された箇所)] </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> うち要対策箇所数 173箇所 ・うち現在事業中で新たな対策を実施しない箇所 3箇所 </td> </tr> </table>									合同点検箇所数 688箇所 [点検実施済箇所 648箇所 点検未実施箇所 40箇所]	うち県管理道路(道路管理者対応分) 227箇所 [点検実施済箇所 222箇所 点検未実施箇所 5箇所(10月末に追加された箇所)]	うち要対策箇所数 173箇所 ・うち現在事業中で新たな対策を実施しない箇所 3箇所
合同点検箇所数 688箇所 [点検実施済箇所 648箇所 点検未実施箇所 40箇所]											
うち県管理道路(道路管理者対応分) 227箇所 [点検実施済箇所 222箇所 点検未実施箇所 5箇所(10月末に追加された箇所)]											
うち要対策箇所数 173箇所 ・うち現在事業中で新たな対策を実施しない箇所 3箇所											
2 主な事業内容											
通学路の緊急対策											
事業名	説明										
[補助] 道路補修事業 (交通安全統合補助)	1箇所当たりの金額が概ね1百万円以上であり、単年度予算で完了可能な箇所について対策を行うもの。(18箇所)										
[単県] 通学路緊急対策事業 (小規模対策)	主な当面の対策のうち、即効性のある1箇所当たり概ね1百万円未満の小規模な箇所について対策を行うもの。(72箇所)										

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。
 県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費
 3項 河川海岸費
 1目 河川総務費

河川課(内線:7386)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
河川維持修繕費 [単県公共事業]	574,222	217,900	792,122				217,900	
トータルコスト	628,934	217,900	846,834	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	6.8人	0.0人	6.8人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

損傷や老朽化、河床の変化等に伴う河川施設の修繕等を計画的・効果的に実施することにより施設被害の拡大を防止し、防災・減災に資することを目的とするものである。

昨年9月の台風12号や今年7月の九州豪雨など、最近頻発する豪雨を踏まえ、今年5月から8月にかけて県管理河川の総点検を実施し、要対策箇所を把握した。これらの箇所については、今後5箇年を目処に点検及び分析を繰り返しながら、計画的・効果的に対応していく予定であるが、そのうち次期出水期(平成25年6月～)までに対応が必要な箇所について対策を行うものである。

2 主な事業内容

河内川(鳥取市気高町富吉)護岸修繕(84m) ほかに3箇所

<対策箇所の例:河内川(鳥取市気高町富吉)>



3 これまでの取組状況、改善点

これまで河川巡視や出水前後の点検等により発見された要対策箇所について修繕・応急処置を行っているが、壊れてから修繕する事後的な対応が中心であった。今後は、防災・減災及びコスト縮減の観点から、河川維持管理計画に基づく計画的・効果的な維持管理の取組への転換が必要である。